

令和7年度 第1回農業委員会総会 (7.4.21)
開 会 午後3時30分 小平市役所 3階 庁議室

議 長～ ただいまから、令和7年度・第1回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 3番 川島委員、4番 金子委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申請者
2番 申請者
3番 申請者
以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第3号議案の現地調査につきましては、4月15日午前
に8番井上委員、2番中村委員及び事務局、同日午後14番酒井委員、
6番清水委員及び事務局とで行っております。

1番から3番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、
農業の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番
現地案内図は、1ページ、1番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、リンゴ、ジャガイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理さ
れており、問題ございません。

事 務 局～ 2番
現地案内図は、2ページ、2番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、カボチャ、エダマメ、タマネギ、ソラマメなどが作付けされておりました。
下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、3ページ、3番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、植木が繁茂していたため、適正に管理するよう指導を行いました。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

事務局～ 補足となりますが、3番申請者より適正に管理するとの報告を受けております。

議長～ それでは、3番については、適正に管理されていることを再度現地確認するという
ことではいかがでしょうか。

全員～ 異議なし。

議長～ それでは、1番、2番を従事者として証明することに決定いたします。なお、3番
については、適正に管理されていることを再度現地確認することといたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～ 4番 申請者

5番 申請者

6番 申請者

7番 申請者

8番 申請者

9番 申請者

10番 申請者

以上7件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番から10番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの
証明を発行するものでございます。

4番

現地案内図は、4ページ、4番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、キュウリ、ナス、トマト、ブルーベリーなどが栽培されておりました。下
草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、5ページ、5番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、トマト、ハウレンソウ、キャベツ、タマネギ、ニンニクが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番
現地案内図は、6ページ、6番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、トウモロコシが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番
現地案内図は、7ページ、7番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、モミジなどが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番
現地案内図は、8ページ、8番です。
14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、ナシ、ブドウが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番
現地案内図は、9ページ、9番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、ミカン、カボス、カキが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番
現地案内図は、10ページ、10番です。
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、夏野菜の作付けに向けて耕うんされ、下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議 長 ～ 特にないようですので、以上7件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議 長 ～ 11番 申請者
12番 申請者
13番 申請者

以上3件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 11番から13番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

11番

現地案内図は、11ページ、11番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、トウモロコシ、エダマメ、ニンジンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 12番

現地案内図は、12ページ、12番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、エダマメが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 13番

現地案内図は、13ページ及び14ページ、13番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、タマネギ、レタス、ネギ、エダマメなどが作付けされておりました。また、一部下草の管理が行き届いていない箇所も見受けられましたので、適正に管理するよう指導を行いました。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件につきまして、事業計画決定といたします。以上が今月の議案でございます。

次に、3月11日から4月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議 長～ 14番 申請者
15番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

14番
現地案内図は、6ページ、14番です。
現況は畑でございます。

15番
現地案内図は、15ページから17ページ、15番です。
現況は畑でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を4月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長～ 16番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

16番
現地案内図は、18ページ、16番です。
転用目的は専用住宅及び共同住宅です。現況は宅地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月25日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長～

- 17番 譲受人
譲渡人
- 18番 譲受人
譲渡人
- 19番 譲受人
譲渡人
- 20番 譲受人
譲渡人
- 21番 譲受人
譲渡人
- 22番 譲受人
譲渡人

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 17番

現地案内図は19ページ、17番です。

転用目的は介護施設で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

18番

現地案内図は20ページ、18番です。

転用目的は専用住宅及び共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は畑及び公衆用道路でございます。

19番

現地案内図は21ページ、19番です。

転用目的は専用住宅、共同住宅、駐車場及び店舗事務所等で、権利の内容は所有権の移転です。現況は駐車場及び公衆用道路でございます。

20番

現地案内図は22ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は公衆用道路でございます。

21番

現地案内図は23ページ、21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

22番

現地案内図は24ページ、22番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を3月25日、

4月3日及び4月15日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

23番

現地案内図は、25ページ、23番です。

24番

現地案内図は、26ページ、24番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありました。何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。